



昭和45年6月22日

## 関西大学通信

「学生寮に対する大学の考え方」は昭和四十五年二月付のパンフレットに述べられており、その全文は以下のとおりである。

## 学生寮に対する大学の考え方

### 本学での学生寮の沿革と

### 学生寮に対する基本的な考え方

本学における学生寮の歴史は、昭和二十五年ごろから数名の学生を収容して生활させたのに始まる。その後、二十八年になって、現在の秀麗寮の一部が開設され、逐年、拡充整備が行われ、三十一年度に現在の規模が完成した。その後、さらには三十七年ごろから増設の気運がおこり、新寮として北斗寮が四十四年度から開設されて、学生寮収容可能数が両寮あわせて三九五名となった。社会的な背景として、新制大学の発足とともに生数の増加に対して、終戦

### 学生寮の意義

新制大学は、その目的として、全人教育を標榜しているが、かかる観点からすれば学生の主体的な人間形成に対する効果への期待のなかに教育的な意義を見出しているわけであつて、本学でも、この効果を学生寮に対して期待している。

上述の、学生の主体的な人間形成に対する効果については、つぎの二側面があると思われる。その一つは、学生寮という施設を通じて、勉学にふさわしい快適な環境をつくりだすことにより、そこに居住する寮生の心身両面による影響を期待することであり、他の一面は、共同生活の場において培かれる人間関係を通じて、貴重な生活体験をさせることである。この教育

本学では、学生寮については学生部が担当しているが、学生部長を中心して、厚生課を主担当として、寮主事も加わった体制のなかで、有機的にその機能と責任を果すべく考えられている。そして学寮の自治を大幅に認めるという姿勢を伝統的につなげてきたのも、寮生の

がないと全うするのが困難である。本学では、学生寮については学生部が担当しているが、学生部長を中心して、厚生課を主担当として、寮主事も加わった体制のなかで、有機的にその機能と責任を果すべく考えられている。そして学寮の自治を大幅に認めるという姿勢を伝統的にとつたのも、寮生の

### 寮費について

現在、本学における学生寮の収容能力は前述のとおり、全学生数に対する比率は、わずかなものに過ぎない。この段階では、施設、設備の使用料（いわゆる寄宿料）として、学生寮の管理運営、施設・設備の保全を実施している場合には、減耗補填などを総合した必要経費の一部を寮生の負担すべきである。全寮制度を実施している場合には、上述の費用のある部分については、学費に含めて徴収されることも考えられるが、一部の学生が入寮する段階では、他の一般学生との関係上、公平の原則にてらして、寮費として別個に徴収しなければならないものと考えている。また、全寮制のいかんに拘らず、私生活におけるそれは低廉であるよう配慮されるべきである。しかし、現在、あらゆる点から考えて、金寮制度を採用しない現実の問題を考慮する場合、それは金学生とのバランスの関係上、限度があることも事実である。一方学生寮が單に困窮学生のための施設に終らぬよう配慮することも必要であると考える。

また、全学生の意見を代表するため第一部、第二部学生代表が、それぞれ参加して、学生部を中心に、衆議院もつめて民主的に検討をする。したがって、全寮生の総意にもとづいて運営される学生寮の自治組織との間には十分なコミュニケーションがなければならないし、その議論がなければならぬ。管理運営においても、その責務が大学にあることはいうまでもない。管理運営におけるたために秀麗寮生代表が、

## 関西大学学生寮規則

第一条 本寮は関西大学秀麗寮（北斗寮について「関西大学北斗寮」と読み替える。）と称し、関西大学学生の自治寮であつて、本学学生部長の所管とする。

第二条 本寮は正義と自由の建学の精神に則り、穏健醇厚の学風をますます顕揚するよう協力相励まし全学生的模範であるよう努力しなければならない。

第三条 本寮に寮主事を置く。寮主事は施設を管理し、寮生の生活について相談に応ずる。なお、入寮資格基準を欠くことが判明した場合には入寮を取消すことがある。

第四条 入寮は原則として新入生の希望者の中から入寮選考委員会の議を経て学生部長がこれを許可する。

第五条 入寮の許可を得た者は所定の誓約書その他必要書類を提出しなければならない。

第六条 学生部長は次のいずれかに該当する場合には寮委員会と協議のうえ、退寮を命ずることができる。

(1) 本学学生としての身分を失なつた者  
(2) 定められた在寮年限を超えた者  
(3) 身体又は精神の衰弱故障その他によって、決定したものが現在の北斗寮費である。一方、秀麗寮の寮費は創設当初から同額であるが、決定にあたる者

(4) 寮則を乱し、学生としての体面を汚す行為のあつた者  
(5) 寮費の納入を怠つた者

第七条 本寮には次の機関を置く。  
(1) 寮委員会  
(2) 寮委員会

2 この運営に関する細則は別にこれを定める。

第八条 寮がおこなう事業については、学生部長に届け出なければならない。

第九条 寮の施設については常に愛護の念を以つて使用しなければならない。

故意又は重大なる過失により寮の諸施設並びに備品等を滅失毀損した場合は、その損害を弁償せしめる。

第十条 寮生は入寮に際し、又は在寮するにつれて、入寮費、寮費等を納入しなければならない。

2 前項の納入に関する規程は別にこれを定め

る。

第十一條 寮生は食費のほかに、電気・ガス・水道料金等の個人的公課は各自において負担しなければならない。

第十二条 本寮則の改正については学生部長が学生会代表、寮委員会と協議のうえ、改正原案を作成する。

附 則

この寮則（改正）は、昭和四十四年一月二十七日から実施する。

以上